

建退共電子申請導入について

協力会社 各位

岩田地崎建設株式会社

2020年10月1日に改正中小企業退職金共済法が施行され、建退共の掛金納付方式に、現在の証紙貼付方式に加え、電子申請方式が追加されました。

当社は、建退共制度の適正履行を確保するため、本年6月以降の新規着工現場より、電子申請方式を導入します。

協力会社の皆様には、国土交通省の運用方針「建退共のCCUS活用電子申請方式の導入と適正履行確保の強化」をご理解いただき、建退共電子申請及びCCUSの推進にご協力をお願いします。

【目的】

- ① 就労実績報告を電子申請専用サイトに登録することで、速やかに労働者（被共済者）の退職金に反映されます。
- ② 退職金共済手帳への証紙貼付が不要になります。
- ③ 受払簿・就労実績報告等の紙面管理が不要となり、事務負担が軽減されます。

【建退共 URL】

- ① 就労実績ツール（電子申請対応）Ver.2103.1.282（2021年4月7日～）をダウンロード（無料）
※会社情報及び被共済者情報を登録して下さい。**締日は「月末締め」とします。**
<https://www.kentaikyo.taisyokukin.go.jp/download/download08.html>
- ② 操作マニュアル
就労実績報告作成ツール（操作説明書）
https://www.kentaikyo.taisyokukin.go.jp/seido/pdf/syurou_sousa.pdf
就労実績報告作成ツール（下請用作業の流れ）
https://www.kentaikyo.taisyokukin.go.jp/seido/pdf/syurou_shitauke.pdf
- ③ 電話での問い合わせ
建退共電子申請専用ヘルプデスク
TEL 0120-006-175 平日 9:00～17:00

【運用について】※裏面の「電子申請方式の流れ」を参照

- ① 元請担当者より、工事情報ファイル（工事毎）を一次協力会社にメール配信しますので、取込み及び登録後、二次協力会社へ工事情報ファイルをメール配信願います。
- ② 一次協力会社は、二次以下の協力会社へ就労実績ツールの登録を促し、自社分と二次以下の協力会社の報告書を取り纏め、元請担当者に就労実績ファイルをメールで提出願います。
※上位協力会社の代行入力も可能です。
- ③ 電子申請方式を選択した現場では、被共済者の掛金は全て電子申請で納付されます。（証紙貼付との併用は出来ません。）この場合、証紙を現物交付することに代えて、被共済者の掛金納付を証明する「掛金充当書」を配信します。

【適用除外工事】

- ① 工事規模・地域性・緊急を要する工事等、電子申請方式を使用しない場合がありますので、その場合は、作業所の指示により、従来の証紙貼付方式（紙提出）とします。

【お問合せ先】

岩田地崎建設株式会社 北海道本店
業務部次長 菅原 薫（TEL:011-221-2223）（mail: kaoru-sugawara@iwatachizaki.jp）

以上